

**I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
(利用料金の支払義務) 第38条 I P通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がI P通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、I P通信網契約の解除があった日(廃止される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金(第4項及び第5項に規定するものを除きます。以下、<u>第3項</u>まで同じとします。)の支払いを要します。 ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 (略) <u>3</u> 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。 <u>4</u> <u>前3項</u>に定めるほか、当社が別に定めるI P通信網契約者は、そのI P通信網サービスの一部(契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、相互接続協定に基づき協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。 <u>5</u> 前項の場合において、そのI P通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。	(利用料金の支払義務) 第38条 I P通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がI P通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、I P通信網契約の解除があった日(廃止される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金(<u>第5項及び第6項</u>に規定するものを除きます。以下、<u>第4項</u>まで同じとします。)の支払いを要します。 ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2 (略) <u>3</u> <u>前項の規定にかかわらず、当社が別に定めるI P通信網サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u> <u>4</u> 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。 <u>5</u> <u>前4項</u>に定めるほか、当社が別に定めるI P通信網契約者は、そのI P通信網サービスの一部(契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、相互接続協定に基づき協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。 <u>6</u> 前項の場合において、そのI P通信網サービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。 <u>(注) 本条第3項に規定する当社が別に定めるI P通信網サービスは、メニュー5の保守の態様による細目がタイプ2のものとしします。</u>
料金表 通則 (略) 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 I P通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時I P通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用	料金表 通則 (略) 第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 I P通信網サービスに関する利用料金 第1 臨時I P通信網契約以外の契約に関するもの 1 適用

新旧対照

旧		新	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) ～ (略) (7)	(略)	(1) ～ (略) (7)	(略)
(8) 削除	削除	(8) <u>メニュー５の保守の態様による細目がタイプ２のものに係る料金の減額</u>	<u>ア メニュー５の保守の態様による細目がタイプ２のものに係る料金については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合であって、そのＩＰ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）のときに、当社がその契約者回線の設置場所において修理又は復旧を行う必要があるにもかかわらず、当社の責めに帰すべき理由等によりイに規定する期間が24時間を超えた場合は、ウに規定する適用を行います。</u> <u>ただし、当社の保守係員が駐在するＩＰ通信網サービス取扱所から、通常の交通手段、交通経路及び交通状況において24時間以内に到着できない場合その他当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> <u>イ 期間</u> <u>ＩＰ通信網契約者から当社があらかじめ指定する専用受付センタへ修理又は復旧の請求があり、当社が修理又は復旧の手配を行った時刻から、修理又は復旧のために当社の係員が契約者回線の設置場所に到着した時刻までに要した時間</u> <u>ウ その料金月における２（料金額）の２－５－１(2)に規定する保守の態様による細目に係る加算料については、適用しません。</u>
(9) ～ (略) (23)	(略)	(9) ～ (略) (23)	(略)

附 則（令和 7 年 6 月 20 日企管第155500000682号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 7 年 6 月 30 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新												
(基本料金の支払義務) 第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。 2 （略） 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。	(基本料金の支払義務) 第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める音声利用 I P 通信網サービスに係る利用料金の扱いについて、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注) 本条第 3 項に規定する当社が別に定める音声利用 I P 通信網サービスは、第 1 種サービスの保守の態様による細目がタイプ 2 のものとします。												
料金表 通則 （略） 第 1 表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第 1 類 基本料金 第 1 第 1 種サービスに係るもの 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (6)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (6)	(略)			料金表 通則 （略） 第 1 表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第 1 類 基本料金 第 1 第 1 種サービスに係るもの 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略) (6)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(6)の 2 保守の態様 による細目がタイプ 2 のものに係る 料金の減額</td><td>ア 保守の態様による細目がタイプ 2 のものに係る料金については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合であって、その第 1 種サービスが全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）のときに、当社がその契約者回線の設置場所において修理又は復旧を行う必要があるにもかかわらず、当社の責めに帰すべき理由等によりイに規定する期間が 24 時間を超えた場合は、ウに規定する適用を行います。 ただし、当社の保守係員が駐在する音声利用 I P 通信網サ</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略) (6)	(略)	(6)の 2 保守の態様 による細目がタイプ 2 のものに係る 料金の減額	ア 保守の態様による細目がタイプ 2 のものに係る料金については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合であって、その第 1 種サービスが全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）のときに、当社がその契約者回線の設置場所において修理又は復旧を行う必要があるにもかかわらず、当社の責めに帰すべき理由等によりイに規定する期間が 24 時間を超えた場合は、ウに規定する適用を行います。 ただし、当社の保守係員が駐在する音声利用 I P 通信網サ
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (6)	(略)												
区 分	内 容												
(1) ～ (略) (6)	(略)												
(6)の 2 保守の態様 による細目がタイプ 2 のものに係る 料金の減額	ア 保守の態様による細目がタイプ 2 のものに係る料金については、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合であって、その第 1 種サービスが全く利用できない状態（その契約者回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）のときに、当社がその契約者回線の設置場所において修理又は復旧を行う必要があるにもかかわらず、当社の責めに帰すべき理由等によりイに規定する期間が 24 時間を超えた場合は、ウに規定する適用を行います。 ただし、当社の保守係員が駐在する音声利用 I P 通信網サ												

新旧対照

旧		新	
(7) ～ (8)	(略)		<u>ービス取扱所から、通常の交通手段、交通経路及び交通状況において24時間以内に到着できない場合その他当社が別に定める場合は、この限りではありません。</u> <u>イ 期間</u> <u>第1種契約者から当社があらかじめ指定する専用受付センタへ修理又は復旧の請求があり、当社が修理又は復旧の手配を行った時刻から、修理又は復旧のために当社の係員が契約者回線の設置場所に到着した時刻までに要した時間</u> <u>ウ その料金月における2（料金額）の2－1(2)に規定する保守の態様による細目に係る加算料については、適用しません。</u>
		(7) ～ (8)	(略)
		附 則（令和7年6月20日企営第155500000682号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年6月30日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	